

自己負担上限月額に係る申告書 兼 同意書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 区分 ☐ 受診者本人 ☐ 保護者 ☐ 代理人

住所

氏名

受診者(患者) 申請者と同じ・申請者と異なる(氏名)

1. 支給認定基準世帯員が、令和 年度の市町村民税の
- ☐ 課税世帯に該当します。(本書における以降の記載は不要です。)
- ※マイナンバー連携の結果、非課税世帯であることが判明した場合は「低所得Ⅱ」になること、及び、
特定医療費の支給を受けるにあたり必要があるときは、岐阜県が受診者本人の加入する医療保険者に
情報を提供することに同意します。
- ☐ 非課税世帯に該当します。
- ※特定医療費の支給を受けるにあたり必要があるときは、岐阜県が受診者本人の加入する医療保険者に
情報を提供することに同意します。
2. 受診者本人の令和 年中の国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族年金、その他の厚生労働省令で
定める給付(裏面参照)については、※次の①②のいずれかを選択
- ☐ ① 次のとおりであるため、「低所得Ⅱ」になることに同意します。
- ☐ 受給額が82万6千5百円を超えるため、受給額が分かる書類の添付を省略します。
- ☐ 受給額が分かる書類を添付しません。
- ☐ ② 下記のとおりであることを申告し、特定医療費(指定難病)支給認定を申請します。
- また、公的年金等の収入金額、合計所得金額、国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族年金、その他
の厚生労働省令で定める給付の金額の合算が82万6千5百円以下と確認できた場合は「低所得Ⅰ」に
なり、82万6千5百円を超えた場合には「低所得Ⅱ」になることに同意します。

障害基礎年金、遺族年金、その他の厚生労働省令で定める給付

- ☐ 上記の給付等を受給していません。
- ☐ 上記の給付等の受給額は別添書類(※)のとおり 円です。

(※) 受給額が82万6千5百円以下の場合は、金額が分かる以下の書類(例)のコピーを提出してください。

(例) 年金振込通知書、年金額改定通知書、支給額変更通知書、年金証書 等
年金額改定通知書の場合、6月に改定されるため、6月～12月が記載された通知書と、
2月と4月が記載された1年前の通知書の2枚が必要です。

※マイナンバー連携の結果、課税世帯であることが判明した場合は、その情報に基づき階層区分を決定します。

指定難病に係る特定医療費の自己負担上限月額 (単位:円)

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ 長期	人工呼吸器等装 着者
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 82 万 6 千 5 百円以下	2, 500	2, 500	1, 000
低所得Ⅱ		本人年収 82 万 6 千 5 百円超	5, 000	5, 000	1, 000
入院時の食費			全額自己負担		

国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族年金、その他の厚生労働省令で定める給付

給付の種類	必要な書類の例
国民年金法に基づく「 <u>障害基礎年金</u> 」「 <u>遺族基礎年金</u> 」「 <u>寡婦年金</u> 」や、法改正前の国民年金法に基づく「 <u>障害年金</u> 」	年金振込通知書 年金額改定通知書 支給額変更通知書 年金証書 のうちのいずれか。 ※年金額改定通知書の場合、6～12月が記載された通知書と、2月と4月が記載された1年前の通知書の2枚が必要です。
厚生年金保険法に基づく「 <u>障害厚生年金</u> 」「 <u>障害手当金</u> 」「 <u>遺族厚生年金</u> 」や、法改正前の厚生年金保険法に基づく「 <u>障害年金</u> 」	
船員保険法に基づく「 <u>障害年金</u> 」「 <u>障害手当金</u> 」や、法改正前の船員保険法に基づく「 <u>障害年金</u> 」	
国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法に基づく「 <u>障害共済年金</u> 」「 <u>障害一時金</u> 」「 <u>遺族共済年金</u> 」や、法改正前の各法律に基づく「 <u>障害年金</u> 」	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち「 <u>障害共済年金</u> 」、同条第五項に規定する移行農林年金のうち「 <u>障害年金</u> 」、同法附則第二十五条第四項に規定する「 <u>特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの</u> 」	
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく「 <u>特別障害給付金</u> 」	
労働者災害補償保険法に基づく「 <u>障害補償給付</u> 」「 <u>障害給付</u> 」	当該給付金に関する証書 支給決定通知書 振込通知書 のうちのいずれか
国家公務員災害補償法に基づく「 <u>障害補償</u> 」	
地方公務員災害補償法に基づく「 <u>障害補償</u> 」、同法に基づく条例の規定に基づく保証で「 <u>障害を支給事由とするもの</u> 」	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「 <u>特別児童扶養手当</u> 」「 <u>障害児福祉手当</u> 」「 <u>特別障害者手当</u> 」や、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による「 <u>福祉手当</u> 」	